

## 市長と語る会開催要綱

### (趣旨)

第1条 市長と語る会は、市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくとともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的に開催するものとする。

### (開催)

第2条 市長と語る会は、各種団体やグループなどを単位に5人から15人程度で開催する。

### (公開)

第3条 市長と語る会は、原則として、公開とする。

### (参加者)

第4条 市長と語る会に参加できる人は、原則として市内在住者とする。ただし、各種団体やグループ、学生などの会員に限り市外在住者も参加できるものとする。

2 参加者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項など、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項はテーマとして取り上げないこと。

(2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長と語る会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

### (会議録等の作成)

第5条 市長と語る会を開催したときは、すみやかに会議録等を作成するものとする。

### (テーマ)

第6条 市長と語る会のテーマは、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に関することで、あらかじめ参加者から通知のあった事項とする。

### (開催手続)

第7条 市長と語る会を開催しようとするときは、原則として開催しようとする日の1月以上前に開催申込書(別紙)により、提出しなければならない。この場合において、市長と語る会で取り上げるテーマの具体的な内容は、申込時に明らかにしなければならない。

(会場)

第8条 市長と語る会の会場は、ふれあいセンター等の公共施設とする。ただし、双方が協議し、公共施設以外の場所でも開催できる。

2 会場使用料等が必要な場合は、申込者が負担するものとする。

(開催日等)

第9条 開催日は、平日とし、開催時間は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

(1) 市役所の執務時間内は1時間から1時間半程度

(2) 平日の午後6時以降は2時間以内

(出席者)

第10条 市長と語る会には、市長が出席するものとする。ただし、市長が特に必要と判断した場合、説明員として職員を出席させることができる。

(庶務等)

第11条 市長と語る会の庶務は、市長公室企画広報課が行う。この場合において、テーマの業務を所掌する課等が事前の準備を行い、会議に出席して取りまとめを行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。